

ID: 117

担当部署: 町民課

処分の概要	保険料の督促手数料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町後期高齢者医療に関する条例 第5条		
例 規 番 号	平成20年 条例第5号		
<p>【根拠条文】 (保険料の督促手数料) 第五条 保険料の督促手数料は、督促状一通について百円とする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 22 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日